

安全の手引き

令和8（2026）年8月
在青島日本国総領事館

【目次】

I はじめに：渡航前の心構え

1. 基本的な安全対策は世界共通です…………… 1
2. 日中関係についての基礎知識を理解しましょう…………… 1
3. 自身の身を守るために海外旅行保険に加入しましょう…………… 1
4. 「在留届」の提出及び「たびレジ」の登録をしましょう…………… 1
5. 「海外安全アプリ」もご活用ください…………… 2

II 防犯の手引き

1. 中国における犯罪について…………… 2
2. 防犯のための措置…………… 4
3. もしも犯罪、事故に巻き込まれたら…………… 5
4. テロ・誘拐対策…………… 6

III 中国に滞在中の注意事項

1. 日常生活の注意事項…………… 7
2. 中国出入国時の注意事項……………10
3. 各種感染症と大気汚染……………13

IV 緊急事態対応

1. 基本的心構え……………13
2. 常日頃からの準備……………13
3. 正確な情報の入手……………14
4. 総領事館（大使館）への通報……………14
5. 避難する必要があるときは？……………14

IV 緊急連絡先

1. 緊急連絡先一覧表……………15
2. いざという時の中国語……………18

I はじめに：渡航前の心構え

1 基本的な安全対策は世界共通です

とにかく中国での安全を不安視する報道が注目されがちですが、基本的には、海外を旅行または生活する上での常識的な安全意識を持っていれば、過度の心配には及びません。

但し、中国は日本と異なる政治社会体制を有していることから、ある出来事をきっかけに反日感情が急に高まることや、法に対する認識が日本と異なるために不安を惹起しやすいなど、安全対策上、他の国以上に留意すべき中国特有の事情があるのも事実です。

皆様のご旅行・ご滞在が、より安心・安全なものとなるよう、この安全の手引きをご活用ください。

2 日中関係についての基礎知識を理解しましょう

中国では、尖閣諸島を巡る問題などの日中関係や歴史問題等、対日感情を巡って注意が必要です。7月7日は盧溝橋事件、9月3日は中国政府が指定する「抗日戦争勝利記念日」、9月18日は柳条湖事件（満州事変）、12月13日は南京事件が起きた日等、日本との関係で歴史問題に焦点が当たりやすい日があることに注意をしてください。

3 自身の身を守るために海外旅行保険に加入しましょう

中国においては、医療機関を受診する際に高額な医療費が必要になる場合があるほか、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円を超える高額な費用が必要になることがあります。交通事故の被害に遭っても、相手方から十分な賠償を受けられるという保障はありません。不測の事態が発生した場合に備え、海外旅行保険への加入をお願いします。クレジットカードには、海外旅行保険特約付のものもありますが、保険適用期間や疾病・事故等の原因によっては保険の適用にならない場合がありますので、クレジットカードの保険の内容についてはよく確認してください。

4 「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録しましょう

海外に3か月以上滞在する方は、管轄の大使館または総領事館への「在留届」提出が義務づけられています（旅券法第16条）。在留届は事件や事故に遭った場合や緊急事態等に、必要に応じて緊急連絡先（関係者）への連絡を行うほか大使館や総領事館から各種の連絡（領事メール）を行う際にも使われます。在留届は、外務省「海外安全ホームページ」からオンライン登録することが可能です。

また、3か月未満の短期渡航を予定されている方（海外の在留地から第三国への短期渡航も含む）については、「たびレジ」に登録するようお願いします。

邦人の安否確認を速やかに行うためには、平時から、在留届の提出と「たびレジ」の登録

及び変更があった場合の修正をしていただく必要があります。メールアドレス等、記載内容に間違いがないかよくご確認ください。在留届の登録内容に変更が生じた場合や帰国の場合は、「変更・帰国届」をオンラインまたは当館窓口でご提出ください。

【オンライン在留届及び「たびレジ」】

→<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

5 「海外安全アプリ」もご活用ください

スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示したり、任意の国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信したりすることができる「海外安全アプリ」もご活用ください。

【海外安全アプリ】

→https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

II 防犯の手引き

(以下の事項に関しては、外務省海外安全 HP に掲載の「安全対策基礎データ」により詳しく事例を紹介しています。併せて参考にしてください。)

→https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html

1 中国における犯罪について

中国の国土は広く、地域によっては特有の事情もあるので、滞在される地域の情報を入手するよう心がけてください。なお、新疆ウイグル自治区、チベット自治区には、危険情報【レベル1：十分注意してください】が出されています。両地域に渡航される場合には現地の治安情勢に特にご注意ください。

最近、中国各地で人の集まる場所（公園・学校・地下鉄等）やその近辺、路上において刃物や車両によって殺傷する凶悪事件が発生しており、邦人が犠牲になる事件も発生しています。外出の際は不審者の接近等、周囲の状況にくれぐれも注意し安全確保に努めてください。また、特にお子さん連れの方は、十分注意して行動してください。

また、山東省で発生した事件・事故に関する情報をとりまとめた「安全対策情報」を3ヶ月毎に当館ホームページに掲載しておりますので、当地治安情勢把握の参考としてください。

【在青島日本国総領事館 HP：安全対策情報】

→https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/anzentaisakujouhou.html

★邦人被害・トラブルの例

(1) スリ、ひったくり、置き引き

→ 空港や両替所、街中のレストランなどで発生しています。

空港では、パスポートの出し入れが頻繁に行われるため、財布やパスポートの盗難被害に遭うこともあるので注意してください。また、両替や記念撮影をする場合も、置き引きに注意し、荷物は目の届くところに置き、貴重品は体から離さないようにしましょう。

特に人混みが多いところでスリやひったくりが発生しているので、貴重品は分散して所持、身体に密着するタイプのファスナー付きのバッグやウエストポーチ等に入れ、常にバッグが自分の前面の目の届く位置になるよう携行してください。ポケットのスマートフォンが狙われるケースもあるため注意しましょう。また、置き引きを防ぐため、貴重品からは目を離さないようにする必要があります。

(2) 配車アプリ、タクシー利用時の被害（ぼったくり、荷物の持ち去り等）

→ 過去には配車アプリを利用した乗客が殺害される事件（被害者は若い中国人女性）や乗客が邦人であることを理由に運転手からトラブルを受けるといった事例も発生しています。運転手に不審な動きがあった場合には、すぐに警察に通報してください。

アプリ上で表示された車のナンバーと異なる車が来た場合には、乗らないでください。

→ タクシーを利用する際に、遠回りされて、通常より高い料金を請求される等のぼったくり被害が発生しています。また、スーツケース等をトランクから出さないうちに、運転手が発車し荷物を持ち去られる被害も見られます。こうした被害から身を守るため、①極力、携帯の配車アプリでの利用を心がける、②利用する車のナンバープレートや車種、運転手の名前を控えておく、③運転手の様子が不審な場合はその車に乗らない、④できる限り一人では乗らず、複数人で乗るようにする等の安全対策を講じるようにしましょう。

→ また、車内にパスポート、スマートフォンや財布を置き忘れるケースも散見されます。降車時には忘れ物がないか必ず確認し、万が一忘れ物をした時のために、領収書を必ず受け取ってください。領収書を受け取っておくと、車両が特定でき、紛失物が戻ってくる可能性もあります。

→ 空港や駅などにおいてタクシー乗り場以外の場所で、「タクシー」と言って目的地を聞いてくるケースや外観がタクシーではない車両が市中で乗客を呼び込もうとするケースがありますが、これらはいわゆる「白タク（黒車）」で、トラブルや犯罪に巻き込まれる恐れがありますので、絶対に利用しないでください。

(3) ぼったくり「バー」、カラオケ、マッサージ等でのトラブル（「買春」は違法です。）

→ 繁華街にあるバーやカラオケ、マッサージ店などでぼったくり被害に遭い、数十万円の支払いを強要されるケースがあります。また、「日本語を勉強しているので教え

てくれないか」などと片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求された例もあります。見知らぬ人物からの怪しい誘いは、はっきりと断りましょう。

→ カラオケ店やマッサージ店の中には、買春や性的サービスを誘う店がありますが、これらは治安管理处罰法によって、15日以下の拘留および5000元以下の罰金に処されるほか、国外退去処分を受け数年間、入国が禁止されるケースもあります。そのような行為に誘われても、はっきりと断ること、また自ら要求しないことが肝要です。

(4) カードのスキミングと偽札被害

→ 銀行のキャッシュカードのスキミング、盗難クレジットカードの悪用等の被害が発生しています。キャッシュカードやクレジットカードを利用する時は、面前で決済をする、暗証番号を他人に見られないようにする、決済金額を通知するショートメッセージサービス（短信通知）を利用し、不審な引き落としに対する予防策を講じることが必要です。

→ 偽札被害については、電子決済の普及により以前より減少傾向にありますが、過去に商業施設内のATMやタクシー内等での被害が報告されています。現金を下ろす際は、銀行などに設置されている比較的信頼性が高いATMを利用することをおすすめします。後日、ATMから引き出した現金の中に偽札が含まれていることが分かった場合、現金受領時に受け取った取引明細書とともに、ATMに掲示されている連絡先に通報してください。

→ タクシー降車時の料金支払いに際して、1000円札を渡したところ、「これは偽札だ」と言って返され、その後その紙幣が偽札であると判明する事案が報告されています（すり替えられる偽札の大半が1000円札です）。タクシーでの支払いに際しては、運転手に不審な動きがないか注視するとともに、できるだけ小額紙幣を準備したり、電子決済を利用したりするなど、トラブル回避に努めましょう。

(5) 詐欺

→ 様々な形での詐欺事件が発生しています。特に、携帯電話やインターネットを使用した「振り込め詐欺」が増えています。

検察院、法院（裁判所）や警察等の当局や、携帯電話会社、銀行、郵便局、ネットショッピングサイト等の様々な機関を名乗って、口座番号、暗証番号、生年月日等の個人情報を聞き出す手口であり、年々巧妙化しています。殆どが「振り込め詐欺」と考えられますので、名指しで電話がかかってきても、クレジットカードや銀行のキャッシュカードの番号及び暗証番号等は絶対に明かさず、また、インターネットバンキングでの即時送金も行わず、電話を切るようにし、不審なメールやショートメッセー

ジのリンクは開かないようにしましょう。不安がある場合は自分が保持する正しい連絡先に自ら照会するか、公安局や最寄りの派出所に相談するなどの対応をしましょう。

【広域情報】特殊詐欺についての注意喚起（被害に遭わないために）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2025C057.html

2 防犯のための措置

住居及び職場の管理体制、警備体制を確認・点検し、また、警報装置、防火装置、非常階段等が備わっているか、これら装置の使い方を知っているかなど、常に防犯意識を高めることが重要です。

(1) 住居・ホテル

- ① 外出時はもちろんのこと、在宅時も必ず施錠する。
- ② 来訪者が誰であるか、目的は何かを確認するまでドアを開けない。
- ③ 夜間の外出時には、明かりの一部をつけたままにすることも効果的。
- ④ 使用人は信頼できる人を雇う。また、使用人を雇い替える時は、鍵の交換、増設を考える。
- ⑤ 家の戸締まりは使用人任せにせず、必ず自分で確認する。
- ⑥ 住まいの修理、工事にはできるだけ立ち会う。
- ⑦ 現金、貴重品は家の中の鍵のかかるところにしまう。
- ⑧ 鍵を紛失したらすぐに新しいものに取り替える。

(2) 外出時

- ① 外出の際は家族や友人等に行き先を知らせ、1人での行動はなるべく避ける。緊急用連絡カードを準備し、常に携帯することが望ましい。
- ② 大金を持ち歩かない。また、多額の現金を持っていると見られないようにする。
- ③ かばん・バック類は前に抱えて持つなど、所持品はしっかり身につける。また、飲食店においては、所持品は常に目の届くところに置く、貴重品は必ず身につける。
- ④ 目を引く服装や高価なアクセサリーをつけての外出は控える。
- ⑤ 見知らぬ人から親しげに声をかけられても相手にしない。（ぼったくり、詐欺、不法行為の勧誘の可能性あり）
- ⑥ 運転手以外の人間が同乗しているタクシーに乗らない。また、他の客を乗せようとしている運転手がいたら、断るか、下車する。タクシーの中では、所持品を手元から放さない。
- ⑦ 男女を問わず深夜の外出は控える。また、夜間外出するときは車両等を利用して移動する。

- ⑧ 車両乗車時は盗難や強盗防止のため、走行中でもドアをロックし、窓を閉める。
運転手がいるのであれば、車内あるいは常に目の届く場所に待機させておく。また、車内に物を置いたままにしない。

3 もしも犯罪、事故に巻き込まれてしまったら

万が一強盗やひったくり、スリなどの被害に遭った場合、相手が凶器を所持している場合もあるので、身の安全を第一に考え、むやみに抵抗しないでください。

何らかの事故又は犯罪被害に遭った場合は、直ちに最寄りの派出所や公安局に届け出てください。交通事故の届出はもとより、各種犯罪被害の届出等は、あまり時間が経過していると、現場確認あるいは被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりが減り、解決への道を狭めます。事故や犯罪に遭ったら、直ちに被害届を出しましょう。クレジットカード等の盗難の場合には、各発行会社のサービスセンターにもすぐに報告することが必要です。

パスポートを紛失等した場合には、最寄りの派出所、管轄の公安局出入境管理部門、大使館（総領事館）での手続きが必要となります。当地公安でのパスポート紛失証明発行に約1週間、時にはそれ以上の日数が必要となることがあります（特に春節休暇（旧正月：年によって異なりますが1～2月頃）、国慶節休暇（10月初）は、中国側の公的機関も約1週間の休日となり、通常以上の日数が必要となります）。また、2025年3月24日以降、パスポートは日本国内で作成されており、パスポートの申請から発給まで時間を要する（概ね1ヶ月程度）ことにご留意ください。

4 テロ・誘拐対策

（1）テロ対策

ここ数年大きなテロ事案は報じられていませんが、中国政府の発表によれば、中国におけるテロ事件はこれまで主として新疆ウイグル自治区で発生しています。平素から最悪の事態を想定して、関連情報の入手や備蓄、避難準備などの対策を講じておくことが大事です。

襲撃・テロに遭遇した場合の行動原則は、「伏せる、逃げる、隠れる」です。銃声や爆発音を聞いたらその場で「伏せる」、周囲の状況を確認し「逃げる」のか「隠れる」のかを判断します。

【主な対策】

- ① 在留届（又は「たびレジ」）、変更届、帰国届の提出。
- ② 備蓄・携行品の準備（家族が2週間程度生活できる食料品、飲料水、医薬品、衣類、燃料他）
- ③ 携帯電話、乾電池式短波ラジオの所持
- ④ パスポートの保管（コピーがあると便利）、公的な身分証の携帯

- ⑤ 現金（家族が2週間程度生活できる額を別途に準備）、クレジットカードの準備
- ⑥ 情報入手手段・緊急連絡手段の確認（社内で緊急連絡網を構築、領事メールの受信確認、情報入手手段を確認）

（2）誘拐対策

誘拐被害の背景として何らかのトラブルが原因となるケースが多いと言われています。また、華やかな生活等で狙われるほか、単なる恨みや些細ないさかいから誘拐され重大事件（殺人）となった事例もあります。

トラブルを解決し、誘拐等の懸念を排除しておくことが大事であるとともに、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」という安全のための三原則を守る習慣を身に付ける必要があります。

（3）誘拐・襲撃・テロなどが発生した場合

誘拐・襲撃・テロに遭遇したことが判明した場合、緊急連絡網に沿って直ちに所属企業の本社、総領事館（又は大使館）に第一報を行います。第一報は迅速に発生の事実のみで十分であり、詳細の報告は不要です。できるだけ早く伝えることが重要になります。その後、できる限り多くの情報を入手し、逐次本社に報告を行います。本社側では、現地より第一報を受けたら、外務省領事局海外邦人緊急事態課・海外邦人安全支援室に第一報を入れます。

現地・本社ともに情報の管理を徹底します。事件対応に障害を生じないように、プレス対応は基本的に本社で一本化します。

Ⅲ. 中国に滞在中の注意事項

1 日常生活の注意事項

日本と同様の感覚で滞在し、思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。以下の点に注意しましょう。

（1）パスポートの携帯義務（出入国管理法）

中国に滞在する16歳以上の外国人は必ずパスポートを携帯し、警察官の検査に備えなければなりません（同法第38条）。違反に対しては警告、500元以下の罰金、情状が重い場合、限期出境（期限付きで出国させる処罰）を併科するとされています（同法第76条）。

(2) 宿泊登記（出入境管理法）

中国に滞在する外国人がホテル等に宿泊する際にはパスポートを提示した上で宿泊登記をしなければなりません（同法第39条第1項）。外国人が宿泊できるホテルの場合は、チェックインと同時にホテル側が公安当局に提出しますが、友人宅や会社社宅などに宿泊する場合には到着後24時間以内に管轄の派出所において宿泊登記（同法第39条第2項）をする必要があります、怠った場合2,000元以下の罰金が科せられます。（同法第76条第1項第6号）。

なお、個人でアパート等の長期賃貸契約を結ぶ場合や日本から来た親族や友人を自宅に泊める場合などは、管轄する派出所に対して自ら宿泊登記を行う必要がありますので、ご注意ください。

(3) 旅行制限等（未開放地区）

中国には、外国人が特段の許可を取ることなく自由に行くことができない未開放地区（立入禁止区域）があります。但し、未開放地区のリストは公開されていないので、外国人が普段訪問することのない地域を訪れる場合には、同地が未開放地区に該当しないか、事前に旅行会社等に確認してください。

また、未開放地区には指定されていませんが、チベット自治区への入域に際しては、入蔵証（チベット入蔵証）を事前に取得する必要があります。こうした手続きについては、旅行会社等に問い合わせてください。

(4) いわゆる「スパイ行為」等

中国は、2014年に反スパイ法（反間諜法）を制定し、2023年4月にはスパイ活動への対策を強化する改訂を行う（同年7月1日施行）等、国家の安全に危害を及ぼす行為への対策を強化しており、注意する必要があります。「国家安全に危害を与える」とされる行為は、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法等に基づき取調べの対象となり、国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、懲役などの刑罰を科されるおそれがあります。

さらに、2024年2月、中国国内の機関や企業による国家秘密の管理徹底を目的として、国家秘密保護法の改定が行われ、5月1日に施行されました。国家秘密の定義や具体的運用について不透明であるため、入手した情報の共有や発信が違法とみなされる可能性があります。

中国政府の国家秘密、インテリジェンス等を持ち出したり、国外の組織にそれらを提供したりするのみならず、これらに該当するとされる情報（文書、データ等を含む）を何らかの手段で取得、保有しただけでスパイ行為とみなされ、厳罰に処されるおそれがあります。また、軍事関連施設への無許可立ち入りや写真撮影は禁止されており、調査等の情報収集に該当する可能性がある活動にも特に注意が必要です。スパイ行為

については、最近の行為（直近の中国入国時の行為）のみならず、過去の行為（以前の中国入国時の行為や中国以外での行為等）も調査等の対象になり得ます。

●スパイ行為やその他違法活動とみなされる可能性がある行為の例

(https://www.anzen.mofa.go.jp/china_spy1/china_spy1.pdf)

●改訂「反スパイ法」におけるスパイ行為の定義

(https://www.anzen.mofa.go.jp/china_spy2/china_spy2.pdf)

詳しくは、安全対策基礎データの「滞在時の留意事項」（10 いわゆる「スパイ行為」等）を確認してください。

(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html)

（５）日本とは違う交通事情

近年、監視カメラの普及に伴い、以前と比べれば交通マナーは格段に改善されていますが、依然として交通事故は多発しています。特に赤信号時の右折可など日本と交通規則が異なることや、配達員によるバイクでの歩道走行など黙認されているルール違反には注意が必要です。

万が一交通事故に巻き込まれてしまった際には、交通警察（122）に通報してください。

相手方が電動自転車の場合は、事故を起こした後そのまま逃走する、保険未加入で賠償を求めることが困難であることも多いため、万が一に備え、海外旅行損害保険には必ず加入するようにしてください。

（６）賭博は違法（治安管理处罰法）

中国国内でいわゆる「不法パチスロ店」で客を含む関係者が処罰される事例が発生しています。賭博行為に関し違反した場合は、5日以下の拘留又は500元以下の罰金、情状が重い場合には10日以上15日以下の拘留に処し、500元以上3,000元以下の罰金を併科する旨を規定しています（同法第70条）。国外退去処分、一定期間の再入国禁止措置が付される可能性もあります。違法行為は厳に慎むようにしてください。

（７）飲酒事故への注意

当地の会食では、「白酒」と呼ばれるアルコール度数50度を超える酒が提供されることがあります。小さなグラスで乾杯が続くことで、会食中は問題ない場合でも帰宅後に急性アルコール中毒になったり、吐瀉物が気管に詰まり死亡する事案も報告され

ているため、過度な飲酒には十分注意してください。特に山東省には特有の乾杯方式があるので注意が必要です。アルコールが不得手な場合は、最初にしっかりと断る勇気も必要です。

(8) 企業経営や労使関係に関するトラブル

企業経営や労使関係に関するトラブルについての相談も多く寄せられています。例えば、事業再編に伴う従業員に対する経済補償金の支払い等に係る労使間のトラブル、解雇した従業員に逆恨みされて暴行を受けたり脅迫されたりする事案や、取引先企業との間で支払いを巡るトラブルから従業員等により軟禁される事案も発生したことがあります、こうしたトラブルは民事事件であるとして、公安が刑事事件としてなかなか取り合ってくれないといった相談もあります。

公安に刑事事件として取り上げてもらうためには、相手の違法行為をビデオで撮影するなどして客観的な証拠として提出できるようにしておくことが有効です。また、相手側へ安易に妥協案を提示したり、雇用契約に矛盾する条件を示したりすることは、かえって足元を見られ、事態を複雑化させてしまう場合が多いようです。いずれにしても、平素から地元政府関係当局と良好な関係を構築しておくとともに、トラブル発生の際には政府当局や弁護士ともよく相談して対応策を講じることが、事態の早期収拾に繋がります。

(9) 写真撮影

写真撮影は、撮影した対象が国家機密に触れると判断された場合は重罪となりますので、撮影可能な場所なのか否かを事前によく確認してください。特に、軍事関係の施設・設備、国境管理施設等の一部の公的施設（空港、港、鉄道関係施設等）等では写真撮影が厳しく制限されており、決して興味本位でこれらの施設等を撮影しないようにしてください。逮捕に至らなくても当局から一時拘束され、撮影した写真を調べられ、削除を求められる事例が少なくありません。また、一般市民や少数民族等による街頭デモ等の政治活動を写真撮影していて、警察官から撮影データの削除をその場で求められたり、携帯電話やカメラ、パソコン等の記憶媒体を取り上げられたりした例もあります。スケッチも取締り対象になる可能性があります。なお、一部の博物館、美術館等では写真撮影が禁止されています。

【広域情報】海外における写真・動画撮影及びSNS等への投稿に関する注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2026C031.html

(10) 政治活動、宗教活動等

政治的と見なされる外国人の集会や行進、示威的な活動等を行うことは厳しく制限されています（「集会遊行示威法」等）。これらの活動に参加し、公安局等主管機関の関係法令等に違反した場合、活動の種類や程度によって処罰を受けます。ビラを配布しただけでも、その記載内容が違法または犯罪と認定されれば、厳罰が科せられることになります。

中国では外国人の宗教活動は厳しく制限されており、2018年に全面改正された「宗教事務条例」や「外国人宗教活動管理規定」等の宗教関連法令の規定に基づき、外国人の宗教活動管理が厳格化されています。個人の「信教の自由」は認められているものの、外国人や外国の宗教団体が中国政府の宗教当局の許可なしに独自に中国人や外国人への宗教活動を行うことはできません。非公認の宗教団体の活動、非公認場所での宗教活動、許可を得ていない者による宣教活動や集会等はすべて違法行為とみなされ、特に外国人が中国人に対して布教することを禁止しています。外国人が「違法宗教活動」に従事したとみなされ、当局に拘束され、拘留や強制退去処分を受ける例があります。

中国では集会の開催が厳格に規制されており、特に外国人による集会の開催は強く警戒されます。100人以上の集会の開催は公安局（派出所）への届出が必要で、規模によっては公安の上級機関において集会の許可を取得する必要があります。さらに、政府の重要な会議の期間等、各地の警備強化期間には、集会の届出が受理されないこともあるため、主催団体等より、早めに公安局に届け出ることが肝要です。100人未満であっても、外国人が集まるだけで監視対象となり、それが中国の政治体制や社会秩序に反する活動（反政府集会、非法宗教集会等）とみなされた場合には関連法令によって取締りの対象となるとされています。

(11) 監視

中国においては、街中に監視カメラが設置されており、犯罪を未然に防止する等の措置が取られています。携帯電話やパソコン等の通信機器は、機器やアプリを通じて盗聴されている可能性があることを認識してください。また、SNSの他、電子メールのやり取りについても、同様の状況にあることを意識して利用してください。

(12) 複雑な対日感情

過去の歴史的経緯にかんがみ、中国人の中には日本人に複雑な感情を抱く人がいることを常に念頭におき、慎重に行動する必要があります。最近、経済状況の低迷に起因すると思われる無差別殺傷事件が中国各地で発生していますが、このような感情が動機に影響する可能性も否定できません。特に歴史的イベントが発生した日の前後には反日感情が表面化する傾向が強いので、思わぬトラブルに巻き込まれることがないように

に注意してください。

対日感情の関係で、特に注意を要する主な日は以下のとおりです。

7月7日（1937年）	盧溝橋事件
8月15日（1945年）	終戦記念日
9月3日（1945年）	抗日戦争勝利記念日
9月18日（1931年）	満州事変（柳条湖事件）
12月13日（1937年）	南京事件（中国では「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」とされている）」

2 中国出入国時の注意事項

（１）査証（ビザ）取得

2024年11月22日、中国政府は日本に対し、一般パスポート保持者のビザ免除措置を適用する旨発表しました。ビザ免除となる滞在期間は30日以内です。対象は商業・貿易、観光、親族訪問、交流・訪問としており、留学や就労等これら以外の目的による入国は、引き続き入国前にビザを取得する必要があります。

（２）外国人居留許可、オーバーステイ（出入国管理法）

就労等長期滞在のためのビザで入国した場合には、入国後30日以内に居住地の公安局に申請し、「外国人居留許可」を取得しなければなりません。入国時に使用したビザは、中国での長期滞在を許可するものではありません。

また、滞在期限を過ぎてからの期間延長（ビザ、居留許可の延長）は困難なばかりでなく、罰金（1日500元、上限1万元）、悪質と判断された場合は、拘留、強制退去、最長10年の再入国の制限（同法第81条）が科されることがあります。自身の有する滞在資格、滞在可能な期間は、しっかりと確認しておく必要があります。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではないので、注意してください。

（３）不法就労

中国で就労するためには、それに応じた「居留許可証」及び「就業許可」を取得しなければいけません。訪問ビザ（Fビザ、Mビザ）、家族滞在ビザ（Sビザ）等での就労は認められていません。留学生がアルバイトする場合は公安局への申請が必要で、許可を得ていなければ不法就労にあたります。不法就労した場合は、最高2万元の罰金及び15日以下の拘留処分が科され、悪質な場合は国外退去処分とされることもあります。

(4) 出入国時の持ち出し・持ち込み制限に注意してください

中国への外貨持込及び持出しは細かい規則があります（携帯外貨現金出入境管理暫行弁法）。

- ① 5 千米ドル相当を超える外貨（円など）を持ち込む場合は、税関に対して書面で申告が必要です（同法第 3 条）。
- ② 5 千米ドル相当を超え 1 万米ドル以内の金額を携帯し出国する場合は、預金銀行での許可証の取得が必要です（同法第 5 条第二項）。
- ③ 1 万米ドル相当を超える金額を携帯し出国する場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での許可証の取得が必要です（同法第 5 条第二項）。

人民元については持ち込み、持ち出しともに 2 万元までに制限されています。帰国の際に残った人民元を外貨へ換金する場合は、外貨から人民元へ換金した際の換金証明書「兌換水単」が必要になる場合があるので、保管しておきましょう。過去には無申告で外貨を持ち出そうとして、税関に摘発され多額の罰金を科された事例もあります。

武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム（ポルノ含む）等及び麻薬類等や希少動物製品（特に象牙製品）は持ち込み禁止で、密輸には死刑・懲役刑を含む重罰が科せられます。

上記に加え、貴重文物（文化財、古美術、骨董品類）、絶滅に瀕する貴重動植物（標本を含む）及びその種子・繁殖材料等は持ち出し禁止です。禁止品を許可なく国外に持ち出すと、処罰（懲役刑、罰金等）の対象となります。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておく必要があります。

特に規制薬物（覚せい剤、ヘロイン、大麻、LSD 等）の密輸出入は重罪です。薬物の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されています。使用については、15 日以下の拘留又は 2 千元以下の罰金（又は併科）となっていますが、使用に伴う所持や譲渡と併せて立件された場合、死刑を含めた極めて重い刑に処せられます。薬物の使用や売買、輸送に関わらないのは当然ですが、「運び屋」として利用されないよう、空港などにおいては他人の荷物は絶対に預からない、知らない間に手荷物に薬物などを入れられたりしないなど、荷物の自己管理を徹底する必要があります。

(5) 出国制限（出入国管理法）

中国では民事・経済紛争に絡んで民事訴訟を提起されたりすると、その訴訟が結審するまで、あるいは判決で命じられた支払いや行為が完了するまでの間、法院（裁判所）より出国禁止措置がとられることがあります（同法第 28 条）。その際、場合によってはパスポートを差し押さえられることもあります。

この制度は、日本の国内法にはない制度ですので、例えば中国でビジネスを展開する上で訴訟案件等が生じた場合は、専門家や弁護士などから法的なアドバイスを受け対応する必要もあります。

3 各種感染症と大気汚染

(1) 各種感染症

①肝炎

肝炎ウイルスにはA型、B型、C型、D型、E型など多くの型がありますが、主に問題になるのは、汚染された水や野菜、生牡蠣などの食物を介して経口的に感染するA型・E型肝炎と、血液や体液を介して感染するB型・C型肝炎です。

中国では急性ウイルス性肝炎は伝染病として扱われるため、発病が判明すると隔離入院となることがあり、これらの施設は日本人を含め外国人には快適とは言い難い入院環境であることが多いようです。

いずれも水道水を直接飲まないなど通常の日常生活上の注意をすることで概ね予防は可能ですが、不安な場合はA型やB型肝炎にはワクチンがあります。但し、日本製はいずれも3回接種が多く、接種終了までに約半年かかるため、事前の計画が必要です。また、小児にはA型ワクチンは必ずしも必要ないという意見もありますので、事前に接種担当医にご相談ください。

②狂犬病

特に地方部で未だに感染例が散見されます。

狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療法はなく、ほぼ100%亡くなる恐ろしい病気です。このウイルスは犬に限らず、すべての哺乳類に感染することが知られており、また飼い犬であってもワクチン接種されているとは限らないため、外出時にはむやみに動物に手を出さないようにしてください。

咬まれなくても、引っかかれたり、傷のある皮膚をなめられたりすることでも感染する可能性があります。狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれたりしてしまった場合、発症を防ぐためにワクチン接種をしなければなりませんので、必ず直ちに医療機関でワクチン接種をしてください。

③鳥インフルエンザ

2013年以降H7N9型鳥インフルエンザの感染者が確認されており、死亡者も発生しています。

今後、ヒト-ヒト感染が成立するような新型インフルエンザになることもあり得るため、最も注意すべき感染症の一つと言えます。最新の情報を参考に予防に努めてください。

また、中国では感染の疑いがある場合、又は感染者と接触がある場合、強制的に隔離されたり外出や出勤などの生活が制限されたりする場合もあるのでそのような事態に対しても注意が必要です。

(2) 大気汚染

全国的に過去10数年間で大気の状態は大きく改善されてきましたが、冬期を中心に大気汚染が発生しやすくなります。山東省でも、各地でAQI指数が200以上（重度の汚染）となる日が時々記録されています。また、天候や風向きなどの条件により、同じ都市で数日間、程度の重い汚染が続くことがあります。

粒子状物質は、PM10（直径10ミクロン以下）、さらにはPM2.5（直径2.5ミクロン以下）と粒子の直径が小さくなるほど肺の奥、さらには血管へと侵入し易くなり、特にPM2.5は直径が人の髪の毛の約40分の1という微粒子で、ぜんそく・気管支炎、肺がんや心臓疾患などを発症・悪化させ死亡リスクも増加させると言われています。高齢者や子供、肺・心臓に疾患のある方は、大気汚染に対してより高いリスクがあるため特に注意が必要です。

中国の大気汚染指数（AQI）は、一般的な天気予報で簡単に確認することができます。汚染の激しい日（環境省暫定指針：70 μ g/m³以上、米国の大気汚染指数（AQI）150強、中国の大気汚染指数（AQI）100弱に相当）は外出や屋外での運動をできるだけ減らす、外出する場合はPM2.5対応マスクを着用する、室内には空気清浄機を設置し、加湿器などを用いて湿度を適正に保つ、ドアや窓を閉めて風が通る隙間も塞ぐなどの対策で汚染から身を守りましょう。

IV 緊急事態対応

1 基本的心構え

緊急事態は不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件、事故、各種デモ（反日デモを含む）テロ、及び感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

このような事態になった場合、または発生するおそれがある場合には、まず正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、平静を保ち、デマに惑わされたり、群集心理に巻き込まれないようにしたりすることが重要です。

2 常日頃からの準備

当館からの連絡が確実に入手できるよう、長期滞在の方は在留届の登録を、短期の旅行を予定されている方は「たびレジ」登録を励行するとともに、緊急事態の発生時に連絡できる

よう旅行日程、連絡先を日本のご家族等に必ず残してください。

会社などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。緊急事態の様態や状況によって異なりますが、各種連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくことで緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。

災害発生時や感染症等の流行時には、各種の行動が制限され、長期にわたる外出制限や交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいです。一般的に1日に必要な飲料水は一人当たり3リットルとされています。

3 正確な情報の入手

緊急事態が発生した場合、当館は以下の手段で各種緊急情報を発信するなど、在留邦人・旅行者の安否を確認し、支援を必要とされる邦人の方々に対応します。下記に加え、必要に応じて日本の報道機関にも依頼し、関連情報を広くお伝えできるようにするので、テレビやインターネット、短波放送等の報道にも注意してください。

- 領事メール及び微信による情報共有
- 当館ホームページへの掲載
- 在留届で登録された連絡先への個別連絡
- 各地日本人会や日本人学校等の連絡網を通じた伝達

4 総領事館（大使館）への通報

現場の状況のうち共有する必要があると思われるものは、自身の安全確保に注意しつつ、総領事館（大使館）、各地の日本人会等に連絡してください。

自己または他の邦人の生命、身体、財産に危害がおよぶおそれがあるときは、公安に通報し、救護を求める等適切な措置をとるとともに、迅速かつ詳細にその状況を総領事館（大使館）にも通報してください。

5 避難する必要があるときは？

緊急事態が発生した場合、情勢によっては、自宅に残り戸締まりをきちんとしている方が安全であることもありうるので、軽はずみな行動は慎みましょう。

情勢に鑑み、早期出国の必要姓があると判断される場合には、各自・各社で出国の是非を検討いただく他、総領事館（大使館）から、退避の勧奨があった場合には、早期の帰国や第三国への退避をお願いします。

事態が逼迫して、総領事館（大使館）より引き揚げまたは避難のための集結を指示された場合は、速やかに指示のあった最寄りの場所に集結しましょう。

V 緊急連絡先

1 緊急連絡先一覧表

(1) 在中国大使館・総領事館

○在青島日本国総領事館 0532-8090-0001 (代表)

青島市市南区香港中路59号 国際金融中心45階

管轄：山東省

○在中国日本国大使館 010-8531-9800 (代表)

010-6532-5964 (邦人保護)

管轄：北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区

○在上海日本国総領事館 021-5257-4766 (代表)

管轄：上海市・安徽省・浙江省・江蘇省・江西省

○在広州日本国総領事館 020-8334-3009 (代表)

管轄：広東省・海南省・福建省・広西チワン族自治区

○在瀋陽日本国総領事館 024-2322-7490 (代表)

管轄：遼寧省・吉林省・黒竜江省

○在大連領事事務所 0411-8370-4077 (代表)

管轄：大連市

○在重慶日本国総領事館 023-6373-3585 (代表)

管轄：重慶市・四川省・貴州省・雲南省

○在香港日本国総領事館 +852-2522-1184 (代表)

管轄：香港特別行政区・マカオ特別行政区

(2) 警察 110 (公安局通報センター)

(3) 交通事故、道路状況 122 (公安局交通管理部門)

(4) 救急車 (有料) 120

(5) 消防 119

(6) 関係行政機関

各地出入境管理局

<山東省公安厅出入境管理局> 0531-12367

済南市市中区経二路185号

<青島市> 0532-6657-3250

青島市市南区福州南路17号、27号青島市民中心3階

<済南市> 0531-8508-1088

済南市高新区舜華西路777号

<煙台市> 0535-629-7046 / 12367
 煙台市萊山區長安路7号
 <威海市> 0631-519-2258
 威海市環翠區文化中路89号
 <濰坊市> 0536-878-3777
 濰坊市高新區東方路3396号
 <淄博市> 0533-12367 / 0533-218-9278
 淄博市張店區西四路119号市政務中心1階
 <泰安市> 0538-827-5264
 泰安市泰山區環山路226号
 <濟寧市> 0537-296-0153
 濟寧市高新區洸河路27-2号
 <臨沂市> 0539-810-2677 / 0539-12367
 臨沂市北城新区上海路与汶河路交汇处北200米路東
 <棗莊市> 0632-365-8030
 山東市棗莊市市民中心一樓B区（新城民生路与和谐路中间体育场北）
 <濱州市> 0543-12367 / 0543-330-9207
 濱州市濱城區黄河十二路826号滨州市政务服务中心B区出入境服务区
 <荷澤市> 0530-333-2245
 荷澤市開堯區八一路567号荷澤市公安局西附樓
 <日照市> 0633-799-7150 / 799-7151
 日照市東港區青島路518号国际博览中心D座
 <東營市> 0546-717-5305
 東營市東營區黄河路与惠州路交差路口南東營市公安局東門
 <聊城市> 0635-12367
 聊城市東昌府區友誼街3号
 <德州市> 0534-229-2029
 德州市東風路1666号德州市政務服務中心一階南門入口東側德州公安出入境服務區

（7）各地公安局

<山東省公安厅> 0531-8512-1114
 濟南市經二路185号
 <青島市> 0532-6657-0072
 青島市湖北路29号
 <濟南市> 0531-6666-6110
 濟南市歷下區旅游路17777号
 <煙台市> 0535-629-7110
 煙台市萊山區長安路7号

<威海市> 0631-519-2130
威海市高区文化中路89号
<潍坊市> 0536-878-3700
潍坊市胜利东街3333号
<淄博市> 0533-218-9207
淄博市张店区联通路318号
<泰安市> 0538-827-5110
泰安市泰山区东岳大街2号
<济宁市> 0537-960-0110
济宁市任城区洸河路29号
<临沂市> 0539-810-2120
临沂市兰山区上海路7号
<枣庄市> 0632-365-6010
枣庄市新城区光明大道2277号
<滨州市> 0543-330-1066
滨州市滨城区黄河一路391号
<菏泽市> 0530-566-7116
菏泽市牡丹区八一路567号
<日照市> 0633-8781-1706
日照市东港区五莲路339号
<东营市> 0546-717-5243
东营市东营区宁阳路99号
<聊城市> 0635-717-0096
聊城市昌润路98号
<德州市> 0534-960-0110
德州市经济开发区长新河东路2666号

(8) 空港、鉄道

空港

<青岛空港> 0532-96567
青岛市胶东市胶东街道前店口村
<济南空港> 0531-96888
济南市历城区遥墙镇机场路1号
<烟台空港> 0535-629-9999
烟台市蓬莱区潮水镇空港二路与迎宾八路交差口
<威海空港> 0631-864-1172
威海市文登区水泊镇机场路18号

鉄道

山東省鉄路局 1 2 3 0 6
 青島鉄道駅インフォメーションセンター 0 5 3 2 - 9 5 1 0 - 5 1 0 5 / 1 2 3 0 6
 済南鉄道駅インフォメーションセンター 0 5 3 1 - 9 5 1 0 - 5 1 0 5 / 1 2 3 0 6

(9) 医療機関(病院)

<青島>

青島市市立病院 膠州路1号	0 5 3 2 - 8 2 7 1 - 6 7 6 7
青島市市立病院東部分院 同国際診療部 東海中路5号	0 5 3 2 - 8 5 9 3 - 6 8 6 8 0 5 3 2 - 8 5 9 3 - 7 6 9 0
青島大学医学院付属病院市南院区 江蘇路16号	0 5 3 2 - 9 6 1 6 6
青島大学医学部附属医院崂山院区 崂山区海爾路59号	0 5 3 2 - 8 2 9 1 - 3 2 2 5
青島大学医学院付属病院市北院区 嘉興路7号	0 5 3 2 - 8 2 9 1 - 2 7 2 9
青島大学医学部附属医院西海岸院区 五台山路1677号	0 5 3 2 - 8 2 9 1 - 9 1 9 1 0 5 3 2 - 8 2 9 1 - 1 8 1 8
中国人民解放军海軍第九七一医院 閩江路22号	0 5 3 2 - 5 1 8 7 - 0 1 1 4
フジクリニック 彰化路1号銀都花園10号楼1F	0 5 3 2 - 8 5 8 8 - 6 3 6 5
山東省眼科研究所青島眼科医院 燕儿島路5号	0 5 3 2 - 8 5 8 7 - 6 3 8 0
青島市口腔医院(口腔科) 德県路17号	0 5 3 2 - 8 2 8 2 - 9 9 0 0
青島龍田金秋産婦人科医院 金水路731号	0 5 3 2 - 6 6 0 8 - 8 6 6 6
華傑齒科(福州南路クリニック) 澳門路86号112号(百麗広場西区)	0 5 3 2 - 8 5 7 6 - 0 1 1 6
戴衛齒科診療所 東海西路33号濱海花園F3-1A	0 5 3 2 - 8 5 7 2 - 1 8 2 2

<済南>

済南千佛山医院 済南市歴下区徑十路16766号	0 5 3 1 - 8 9 2 6 - 8 7 6 3
山東第一医科大学附属省立医院	0 5 3 1 - 8 7 9 3 - 8 9 1 1

濟南市槐陰区徑五緯七路324号	
山東大学齊魯医院	0531-8216-8888
濟南市歷下区文化西路107号	
<煙台>	
煙台毓璜頂医院	0535-669-1999
煙台市芝罘区毓東路20号	
中國人民解放軍九七〇中心医院	0535-709-1666
煙台市芝罘区只楚南7号	
煙台市奇山医院	0535-660-6100
煙台市芝罘区環山路62号	
<威海>	
威海市市立医院	0631-528-9120
	0631-5287-120
威海市環翠区和平路70号	
威海市婦女兒童医院	0631-527-1299
威海市環翠区光明路51号	
威海市中心医院	0631-380-6600
威海市文登区米山東路西3号	
<濰坊>	
濰坊市人民醫院	0536-819-2599
濰坊市奎文区広文街151号	
濰坊市婦幼保健院	0536-808-9001
濰坊市濰城区青年路407号	
濰坊市中医院	0536-806-0000
濰坊市奎文区濰州路1055号	
濰坊医学院附属医院	0536-308-1100
濰坊市奎文区虞河路2428号	
<淄博>	
淄博市中心医院	0533-357-0000
淄博市張店区共青团西路54号	
淄博市中医医院（本部）	0533-643-3159
淄博市周村区新建東路1166号	
<泰安>	
泰安市中心医院	0538-822-4161
泰安市龍潭路29号	
泰安市中医医院	0538-611-9915
泰安市泰山区東岳大町58号	
<濟寧>	

濟寧市第一人民醫院	0 5 3 7 - 6 0 5 - 6 6 6 6
濟寧市健康路 6 号	
濟寧市婦幼保健計划生育服務中心	0 5 3 7 - 2 7 1 - 7 2 6 5
濟寧市任城区供銷路 1 2 号	
<臨沂>	
臨沂市人民醫院	0 5 3 9 - 8 2 1 6 - 0 7 9
臨沂市解放路東段 2 7 号	
臨沂市中医醫院	0 5 3 9 - 8 2 2 4 - 0 1 3
臨沂市解放路 2 1 1 号	
<棗庄>	
棗庄市立醫院	0 6 3 2 - 3 3 1 - 8 9 3 4
棗庄市龍頭路 4 1 号	
北京中医藥大学東方醫院棗庄醫院	0 6 3 2 - 3 0 6 - 8 1 2 2
棗庄市薛城区太行山路 2666 号	
<濱州>	
濱州医学院附屬醫院	0 5 4 3 - 3 3 9 - 9 9 9 9
濱州市黄河二路 6 6 1 号	
濱州市人民醫院	0 5 4 3 - 3 1 9 - 9 9 9 9
濱州市黄河七路 5 1 5 号	
<荷澤>	
荷澤市中医醫院	0 5 3 0 - 5 3 2 - 1 2 0 6
荷澤市丹阳路 1 0 3 6 号	
<日照>	
日照市中医醫院	0 6 3 3 - 8 2 9 - 0 1 2 3
日照市望海路 3 5 号	
<東營>	
東營市人民醫院	0 5 4 6 - 8 9 0 - 1 2 3 4
東營市東城南一路 3 1 7 路	
<聊城>	
聊城市中医醫院	0 6 3 5 - 8 3 4 - 1 3 0 6
聊城市東昌府区文化路 1 号	
聊城市人民醫院	0 6 3 5 - 5 0 9 - 9 1 2 0
聊城市東昌西路 6 7 号	
<德州>	
山東大学齐鲁醫院德州病院	0 5 3 4 - 2 6 3 - 7 1 1 4
德州市德城区東方紅西路 1 1 6 6 号	

(10) 医療アシスタント会社

上海ウェルビー青島事務所	0 5 3 2—8 5 8 9—6 1 6 5
青島トラストアシスタントサービス	0 5 3 2—8 5 8 8—3 9 9 9

(1 1) 主要旅行代理店

<青島>

山東海外国際旅行社有限公司	0 5 3 2—8 5 8 9—5 1 5 1
山東万達国際旅行社有限公司	0 5 3 2—8 5 7 3—2 6 9 0
青島華青国際旅行社有限公司	0 5 3 2—8 3 8 7—2 7 0 0
港中旅国際(山東)旅行社有限公司	0 5 3 2—8 0 8 9—7 7 0 0
	0 5 3 2—8 0 8 9—7 7 0 1
中国国旅(青島)国際旅行社有限公司	0 5 3 2—6 6 0 6—7 1 3 9
青島佳華海景国際旅行社有限公司	0 5 3 2—8 0 9 1—6 9 0 7
中国旅行社總社(青島)有限公司	0 5 3 2—8 3 0 9—2 8 8 8
	0 5 3 2—8 1 9 7—6 9 7 8
青島聯合假日国際旅行社有限公司	0 5 3 2—8 8 7 2—8 1 8 1
青島沪春秋国際旅行社有限公司	0 5 3 2—8 8 2 5—5 0 3 5
青島旅行社有限責任公司	0 5 3 2—6 8 6 5—9 5 1 8
康輝旅游集团(青島)有限公司	0 5 3 2—8 5 7 8—9 2 9 9

<済南>

山東旅行社国際旅遊有限公司	0 5 3 1—8 6 5 9—0 1 7 7
山東中青旅遊集团有限公司	0 5 3 1—8 2 8 9—3 4 2 8
山東航空彩虹国際旅行社有限公司	0 5 3 1—8 6 9 1—6 7 2 7
山東省中国国際旅行社	0 5 3 1—8 8 5 2—1 1 9 9

<煙台>

煙台中国国際旅行社有限公司	0 5 3 5—6 6 1 7—7 1 1
	0 5 3 5—6 6 1 7—7 1 0
山東海峡国際旅行社有限公司	0 5 3 5—6 2 6 2—2 5 2
山東南山国際旅行社有限公司	0 5 3 5—8 8 0 1—1 8 1

<威海>

威海中国旅行社有限公司	0 6 3 1—5 2 2—2 1 2 6
-------------	-----------------------

(1 2) 主要ホテル

<青島市内>

香格里拉大飯店	0 5 3 2—8 3 8 8—3 8 3 8
香港中路9号	
青島威斯汀酒店	0 5 3 2—8 0 9 0—0 9 9 9
香港中路8号	
頤中皇冠假日酒店	0 5 3 2—8 5 7 1—8 8 8 8

香港中路76号	
麗晶大酒店	0532-8588-1818
香港中路110号	
海爾洲際酒店	0532-6656-6666
澳門路98号	
青島海天大酒店	0532-8761-9999
東海西路3号	
海景花園大飯店	0532-8587-5777
彰化路2号	
匯泉王朝大酒店	0532-8299-9888
南海路9号	
万達富力艾美酒店	0532-5556-3888
延吉路112号	
青島中心假日酒店	0532-6670-8888
徐州路1号	
八大関賓館	0532-8387-2168
山海関路19号	
泛海名人酒店	0532-8299-6699
太平路29号	
黄海飯店	0532-5576-7898
延安一路75号	
索菲亞國際大酒店	0532-8897-1111
香港東路217号	
山孚大酒店	0532-8589-7888
香港中路96号	
快通國際酒店	0532-8471-6777
城陽区民航路89号	
東海大酒店	0532-8388-7070
匯泉路17号	
桔子酒店	0532-8908-1818
山東路39号	
<濟南>	
濟南魯能貴和洲際酒店	0531-8602-9999
濟南市歷下区天地壇街3号	
怡豪大飯店	0531-8606-8888
濟南市歷下区濼源大街66号	
山東大廈	0531-8295-8888
濟南市中区馬鞍山路2-1号	

濟南喜來登大酒店	0 5 3 1 - 8 1 6 2 - 9 9 9 9
濟南市歷下區龍奧北路 8 號	
濟南玉泉森信大酒店	0 5 3 1 - 8 8 8 8 - 8 8 8 7
濟南市歷下區濰源大街 6 8 號	
濟南龍園輕奢酒店	0 5 3 1 - 7 8 8 1 - 2 0 1 8
濟南市萊蕪區高新一區鳳凰路 1 8 號	
＜煙台＞	
煙台垂細垂大酒店	0 5 3 5 - 6 5 8 - 1 1 6 6
煙台市芝罘區南大街 1 1 6 號	
煙台金海灣大酒店	0 5 3 5 - 6 6 3 - 6 9 9 9
煙台市芝罘區海岸路 3 4 號	
煙台中心大酒店	0 5 3 5 - 6 5 8 - 9 6 6 6
煙台市芝罘區南大街 8 1 號	
＜威海＞	
威海衛大廈	0 6 3 1 - 5 2 8 - 5 8 8 8
威海環翠區海港路 8 2 號	
威海金海灣麗呈華廷飯店	0 6 3 1 - 5 6 8 - 8 7 7 7
威海市經濟開發區北環海路 1 2 8 號	
＜濰坊＞	
濰坊鳶飛大酒店	0 5 3 6 - 8 0 6 - 8 8 8 8
濰坊市奎文區四平路 3 1 號	
濰坊富華大酒店	0 5 3 6 - 8 8 8 - 1 9 8 8
濰坊市奎文區福壽東街 1 6 8 號	
＜淄博＞	
淄博飯店	0 5 3 3 - 2 1 8 - 0 8 8 8
淄博市張店區金晶大道 1 7 7 號	
淄博銀座華美達大酒店	0 5 3 3 - 6 2 1 8 - 8 8 8 8
淄博市張店區共青团西路 3 號	
＜泰安＞	
泰安東尊華美達酒店	0 5 3 8 - 8 3 6 - 8 8 8 8
泰安市迎勝東路 1 6 號	
泰山帝苑大酒店	0 5 3 8 - 8 6 9 - 7 7 5 7
泰安市泰山區長城路 4 8 號	
＜濟寧＞	
科苑酒店	0 5 3 7 - 5 1 6 - 0 8 8 8
濟寧市高新區火炬路 5 8 號	
香港大廈	0 5 3 7 - 2 9 6 - 9 8 8 8
濟寧市高新區火炬路 1 9 號	

聖地大酒店	0 5 3 7 - 2 9 3 - 5 6 6 6
濟寧市高新区吳泰閘東路 7 3 号	
<臨沂>	
陶然居大酒店	0 5 3 9 - 8 3 1 - 6 8 8 8
臨沂市蘭山区陶然路 1 6 3 号	
藍海国际酒店	0 5 3 9 - 8 9 6 - 7 7 7 7
臨沂市蘭山区解放路 1 5 8 号	
華盛江泉城大酒店	0 5 3 9 - 3 1 1 - 8 8 8 8
臨沂市羅六路と双月湖路の交差点	
<棗庄>	
棗庄台庄公館	0 6 3 2 - 5 1 3 - 9 9 9 9
棗州市台儿庄区順河街 8 号	
棗庄正昇园酒店	0 6 3 2 - 6 7 2 - 6 8 8 8
棗庄台儿庄区古城景区 E 区車大路 6 号	
<濱州>	
濱州銀茂酒店	0 5 4 3 - 3 1 9 - 8 8 8 8
濱州市濱城区黄河五路 5 1 3 号	
<荷澤>	
荷澤和平大酒店	0 5 3 0 - 5 1 3 - 8 8 8 8
荷澤市開発区和平路 1 1 6 6 号	
<日照>	
日照雅禾国际大酒店	0 6 3 3 - 8 0 2 - 8 1 1 1
日照市東港区興海路 9 6 号	
<東営>	
東勝大厦	0 5 4 6 - 8 6 8 - 7 7 7 7
東営市西城区西四路 6 1 6 号	
藍海国际大飯店	0 5 4 6 - 8 2 6 - 6 6 6 6
東営市東営区廬山路 1 0 9 9 号	
<聊城>	
聊城泉林大酒店	0 6 3 5 - 3 9 9 - 7 6 6 6
聊城市東昌府区高唐北湖路 1 0 6 7 号	
聊城阿尔卡迪亚国际温泉酒店	0 6 3 5 - 5 1 8 - 1 8 1 8
聊城市東昌府区湖南路 2 0 号	
<德州>	
德州太阳谷微排国际酒店	0 5 3 4 - 5 0 8 - 8 8 8 8
德州市經濟技術開発区太阳谷大道皇明日月坛大厦南区	
德州貴都大酒店	0 5 3 4 - 2 6 5 - 9 8 8 8
德州市德城区解放中大道 2 3 8 号	

(13) 航空会社

全日空 青島支店	400-882-8888
中国国際航空	0532-95583
中国東方航空・上海航空 青島支店	95530
山東航空	95369/8575-5657
国泰航空(キャセイパシフィック)	400-815-2888
大韓航空 青島支店	400-658-8888
アジアナ航空 青島支店	400-650-8000
中国南方航空 青島支店	95539/0532-8869-8255
エアプサン	0532-8578-3110

(14) 外務省

● 外務省 03-3580-3311 (代表)

【海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【山東省各市出入境管理局連絡先リスト】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000743.html

【山東省内医療機関リスト】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000128.html

【翻訳・通訳会社リスト (青島)】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000125.html

【日本語ができる弁護士リスト (青島)】

https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000129.html

v

2 いざという時の中国語 (下線に漢字を書いて相手にその文章を見せてください)

(日本語) 私は日本人です。_____といたします。

(中国語) 我，我_____。

(日本語) 私は_____に泊まっています。

(中国語) 我^{wǒ}_____。

(日本語) 私を_____まで連れて行ってください。

(中国語) 请^{qǐng}_____。

(日本語) (電話番号) まで電話をかけてください。

(中国語) 请拨打^{qǐng bō dǎ diànhuà}电话(電話番号)_____。

(日本語) 警察 (救急車/消防車) を呼んでください。

(中国語) 请^{qǐng} (救^{jiù}/救^{jiù})。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) 请^{qǐng}。

(日本語) 財布 (パスポート) を盗まれて、公安局に届けたのですが。

(中国語) 我^{wǒ} (护^{hù}) 被^{bèi}, 要^{yào}。

(日本語) お金がありません、貸してもらえませんか。

(中国語) 我^{wǒ}, 可^{kě}?

(日本語) けが人がいます。

(中国語) 有。
yǒu

(日本語) 火事だ、逃げろ！

(中国語) 着，快！
zháo kuài

(日本語) 部屋にまだ人がいます。

(中国語) 屋。
wū

(日本語) 助けて！ 早く来て！

(中国語) 救命！ 请马上来！
jiù mìng qǐng mǎ shàng lái